

# 組織部速報

2019年10月16日  
No. 6

## 被災された組合員の方は一報を！

記録的な大雨をもたらした台風19号によって、東海・関東・甲信越・東北の各地で甚大な被害が出ています。組合員の方で持家が浸水被害・建物被害等に遭われた場合はJR総連総合共済から給付金が出ます。被災状況と被災建物等の写真（あらゆる角度からの撮影が望ましい）を記録し、所属する支部または分会に連絡をお願いします。

また、「こくみん共済C o o p（旧:全労済）」に加入されている組合員（個人加入）の方も被災状況と被災建物等の写真を記録して支部または分会に連絡をお願いします。

共済金給付一覧表

共済種目	共済事由の区分	2015年4月現在	給付額
死亡	1. 本人死亡（花輪代20,000円を含む） 2. 配偶者死亡 3. 子どもの死亡 4. 子どもの死亡 5. 犠牲（配偶者の親を含む・2名まで） 6. 本人と生計を一にする兄弟姉妹（18歳未満又は重傷）	び、平入て士計ゼーに9る凡和輝輝（18歳未満又は重傷障害者）の死亡	50,000
住宅災害 (登録されている住居が災害にあったとき)	1. 火災・消防破壊・消防冠水による災害 (1) 全壊（延面積70%以上）・壊・冠水 (2) 半壊（延面積25%以上）・壊・冠水 (3) 一部壊（延面積10%以上）・壊・冠水 (4) 一部壊（延面積10%未満）・壊・冠水 (5) 衣類・家具のみの被害100,000円以上 2. 火災以外の原因による災害 (1) 全壊（延面積70%以上）・流・滅失 (2) 半壊（延面積40%以上）・流・滅失 (3) 一部壊壊・流・滅失 (4) 床下浸水で地盤面から30cmを超えたとき (5) 被害額20,000円を超えたとき (6) 自然災害で被害額が10,000円を超えたとき	1. 火災・消防破壊・消防冠水による災害 (1) 全壊（延面積70%以上）・壊・冠水 1,200,000 (2) 半壊（延面積25%以上）・壊・冠水 800,000 (3) 一部壊（延面積10%以上）・壊・冠水 250,000 (4) 一部壊（延面積10%未満）・壊・冠水 100,000 (5) 衣類・家具のみの被害100,000円以上 50,000 2. 火災以外の原因による災害 (1) 全壊（延面積70%以上）・流・滅失 500,000 (2) 半壊（延面積40%以上）・流・滅失 300,000 (3) 一部壊壊・流・滅失 70,000 (4) 床下浸水で地盤面から30cmを超えたとき 20,000 (5) 被害額20,000円を超えたとき 10,000 (6) 自然災害で被害額が10,000円を超えたとき 5,000	3. 左記1および2の給付を受けない家財のみの災害 (1) 全壊 200,000 (2) 半壊 120,000 (3) 一部損壊 30,000 (4) 被害額20,000円を超えたとき 10,000 (5) 自然災害で被害額が10,000円を超えたとき 5,000
持家の場合 (登録されている住居が災害にあったとき)	1. 火災・消防破壊・消防冠水による災害 (1) 全壊（延面積70%以上）・壊・冠水 (2) 半壊（延面積25%以上）・壊・冠水 (3) 一部壊（延面積10%以上）・壊・冠水 (4) 一部壊（延面積10%未満）・壊・冠水 (5) 衣類・家具のみの被害100,000円以上 2. 火災以外の原因による災害 (1) 全壊（延面積70%以上）・流・滅失 (2) 半壊（延面積40%以上）・流・滅失 (3) 一部壊壊・流・滅失 (4) 床下浸水で地盤面から30cmを超えたとき (5) 被害額20,000円を超えたとき (6) 自然災害で被害額が10,000円を超えたとき	1. 火災・消防破壊・消防冠水による災害 (1) 全壊（延面積70%以上）・壊・冠水 1,200,000 (2) 半壊（延面積25%以上）・壊・冠水 800,000 (3) 一部壊（延面積10%以上）・壊・冠水 250,000 (4) 一部壊（延面積10%未満）・壊・冠水 100,000 (5) 衣類・家具のみの被害100,000円以上 50,000 2. 火災以外の原因による災害 (1) 全壊（延面積70%以上）・流・滅失 500,000 (2) 半壊（延面積40%以上）・流・滅失 300,000 (3) 一部壊壊・流・滅失 70,000 (4) 床下浸水で地盤面から30cmを超えたとき 20,000 (5) 被害額20,000円を超えたとき 10,000 (6) 自然災害で被害額が10,000円を超えたとき 5,000	3. 左記1および2の給付を受けない家財のみの災害 (1) 全壊 200,000 (2) 半壊 120,000 (3) 一部損壊 30,000 (4) 被害額20,000円を超えたとき 10,000 (5) 自然災害で被害額が10,000円を超えたとき 5,000
借家の場合 (家財のみ)	3. 左記1および2の給付を受けない家財のみの災害 (1) 全壊 200,000 (2) 半壊 120,000 (3) 一部損壊 30,000 (4) 被害額20,000円を超えたとき 10,000 (5) 自然災害で被害額が10,000円を超えたとき 5,000		4. 単身赴任者が赴任先で被災した場合は、左記の2の(5)(6)を適用する。
1級	1. 一級	1級	650,000
2級	2. 二級	2級	
3級	3. 三級	3級	
4級	4. 四級	4級	
疾病	1. 本人が疾病により休業したとき (1) 30日以上休業したとき (2) 30日以上30日未満休業したとき (3) 30日以上30日未満休業したとき (4) 30日以上30日未満休業したとき (5) 30日以上30日未満休業したとき (6) 30日以上30日未満休業したとき (7) 30日以上30日未満休業したとき (8) 30日以上30日未満休業したとき		
OB疾病	1. OB契約者が1年以上入院または休業したとき 2. 180日以上 3. 150日以上 4. 120日以上 5. 90日以上 6. 60日以上 7. 30日以上 8. 15日以上		
家族疾病	1. 家族が180日以上連続して入院したとき 2. 150日以上 3. 120日以上 4. 90日以上 5. 60日以上 6. 30日以上 7. 介護保険を使用して90日以上入院（入所）		
結婚	結婚したとき	1級	
出生	子どもが生まれたとき		
出産	出産したとき		50,000
進学	本人の子が中学に進学したとき(子の生年月日で自動給付)		5,000
結婚式	結婚式を迎えたとき(結婚年月で自動給付)		20,000
介護休職	30日以上介護休職した場合(要介護者1人につき1回)		50,000
退職	(1) 加入期間が1年以上あり退職した場合 (2) 再雇用契約者(60歳未満)は再雇用契約満了のとき (3) 養病により退職した場合は感謝金(退職給付と併給) 有期雇用契約者が雇用契約満了まで、またはOB契約者が60歳となったから60歳の誕生日の月末まで1回も給付を受けていない場合	加入年数により 2,000円~40,000円以内 30,000	
退会	有期雇用契約者のうち、60歳未満で1年以上掛金を納入し、採用後5年以内の雇用契約により退会するときに10,000円を返金する給付(同戻金がない場合)	①加入期間中に給付がない場合 (納入掛金÷2)×(退職給付)÷給付金 ②加入期間中に1万円以内の給付がある場合 (掛金÷2)×(給付÷退職給付)÷給付金 ③加入期間中に1万円以上の給付がある場合 (掛金÷2)×(給付÷退職給付)÷給付金	

お問い合わせは支部・分会までお願いします